

和歌山工業高等専門学校アンケート実施要項

制定 令和7年10月8日

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山工業高等専門学校(以下「本校」という。)が、在校生、卒業生、修了生、保護者、学外者等(以下「在校生等」という。)を対象とするアンケートの実施について基本的な事項を定める。

(実施目的)

第2条 授業改善及び業務改善を目的として、次の各号に掲げる項目に関するアンケートを、在校生等を対象に実施する。

- 一 本校で実施している教育研究活動が、本校の教育理念に基づき定められたディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーへの適合評価
- 二 本校卒業生、修了生に対する企業、大学等(以下「進路先」という。)の能力評価
- 三 本校で実施する学外者を対象とするイベントに対して、参加者の満足度評価
- 四 その他業務上必要とする評価

(実施内容)

第3条 アンケートを実施する委員会は、アンケートの調査項目、内容を実施目的に適切に対応できるよう努めなければならない。

(実施時期)

第4条 前条各号に掲げるアンケートは次の各号に掲げる実施時期に行うものとする。

- | | |
|----------------|--|
| 一 授業アンケート | 前期分は8月から10月、後期分は2月から3月に実施する。(教務委員会・専攻科委員会) |
| 二 卒業生・修了生アンケート | 卒業・修了後、5年が経過した者を対象に、適宜必要なときに10月から2月末までに実施する。(教務委員会・専攻科委員会) |
| 三 本科入学動機アンケート | 入学選抜合格者を対象に3月末までに実施する。(教務委員会) |
| 四 進路先アンケート | 卒業・修了後、5年が経過した者が在籍する進路先を対象に、適宜必要なときに10月から2月末までに実施する。(教務委員会・専攻科委員会) |

- 五 各種イベントアンケート イベント実施日に実施する。
(教務委員会・地域共同テクノセンター委員会)
- 六 メンタルヘルス等アンケート 適宜必要なときに実施する。
(厚生補導委員会・学生相談室等)
- 七 その他業務上必要とするアンケート 適宜必要なときに実施する。
(その他)

(報告)

第5条 実施されたアンケートは、取りまとめた後、所管する委員会で内容を確認の上、原則、運営委員会に報告するものとする。

(検討)

第6条 アンケートを実施した委員会は、アンケート実施により得た情報を基に担当業務改善の検討に努めなければならない。

(情報の公開)

第7条 この要項に基づき実施されたアンケート結果は、必要に応じて情報公開することができる。ただし、アンケート実施にあたり獲得した個人情報については、和歌山工業高等専門学校個人情報管理規則(令和2年5月15日制定)に基づき適切に取り扱わなければならない。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、アンケートの実施に関し必要な事項は、適宜追記する。

附 則

この要項は、令和7年10月8日に施行し、令和7年4月1日から適用する。